

福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金については、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来及び感染症専用の外来部門の設置者（以下「事業者」という。）が行う設備整備事業を交付の対象とする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団

(2) 暴対法第2条第6項に規定する暴力団員が役員となっている団体

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額（1,000円未満の端数は切り捨てた額とする。）とする。

- (ア) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 購入価格が単価30万円以上の品目及びその数量を変更する場合には、事業内容変更承認申請書(様式第1号)により知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で

消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条の2 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第7条の2 知事は、事業者が第3条第2項に規定する団体であることが判明した場合、第5条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(概算払)

第8条 補助金の支払については、必要と認めるときは概算払によることができる。

ただし、概算払請求を行う場合には、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第6号)を、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第5条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)

又は交付決定を受けた翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第10条 特別の事情により第4条、第6条から前条までに定める算定方式、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年度から令和4年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、令和2年度から令和4年度までの補助金に適用する。

別表（第4条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次により算出された額の合計額 (1) HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設あたり 905,000 円 (2) HEPA フィルター付きパーテーション 205,000 円×県知事が必要と認めた台数 (3) 個人防護具 3,600 円×県知事が必要と認めた人数分 ※マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、 キャップ、フェイスシールド (4) 簡易ベッド 51,400 円×県知事が必要と認めた台数 (5) 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ※簡易診療所とは、テントやプレハブ等簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療所をいう。	使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10